

1. 改正の概要

・環境性能の優れた自動車等の普及を図るため、車体課税について抜本的見直しが行われました。

【車体課税の改正の概要】

区分	税目	課税時期	税額	平成28年度改正の概要	
国税	自動車重量税	車検時等	車種・車検期間・重量に応じ決定	○改正点なし (燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る予定)	
地方税	都道府県税	自動車取得税	取得時	取得価額×税率	○平成29年3月31日をもって廃止
		自動車税	取得時	取得価額×税率	○環境性能割(仮称)を新設 (平成29年4月1日以後に取得する自動車等について適用)
	毎年4月1日		車種等に応じ決定	○自動車税のグリーン化特例の見直し及び延長	
	市町村税	軽自動車税	取得時	取得価額×税率	○環境性能割(仮称)を新設 (平成29年4月1日以後に取得する自動車等について適用)
毎年4月1日			車種および用途等に応じ決定	○軽自動車税のグリーン化特例の延長	